

吸収分割に関する事前開示書類

南海電気鉄道株式会社

2025年 6 月 3 日

大阪市中央区難波五丁目 1 番60号
南海電気鉄道株式会社
代表取締役社長 岡嶋 信行

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第782条第 1 項及び会社法施行規則第183条に基づく事前備置書面)

当社は、2025年 3 月31日付で当社の完全子会社である南海電気鉄道分割準備株式会社（以下「承継会社」という。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」という。）に基づき、効力発生日を2026年 4 月 1 日として、当社が営む鉄道事業（泉北高速鉄道株式会社（以下「泉北」という。）との吸収合併契約に基づく吸収合併（2025年 4 月 1 日効力発生）により当社が泉北から承継した鉄道事業を含む。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）を行うことといたしましたので、会社法第782条第 1 項及び会社法施行規則第183条に基づき、本吸収分割に関する事前開示をいたします。

1. 本吸収分割契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項

(1) 交付する株式の数に関する事項

本吸収分割に際して当社に交付される承継会社の株式の数については、両社の協議により200株と決定したものでありますが、承継会社は当社の完全子会社であり、本吸収分割に際して発行される承継会社の株式はすべて吸収分割会社である当社に交付されることから、任意に定めることができるものと考えられるところであり、相当であると判断しております。

(2) 承継会社の資本金及び準備金の額に関する事項

本吸収分割により増加する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりであり、本吸収分割後における承継会社の事業内容及び当社から承継させる権利義務等に照らして、相当であると判断しております。

資 本 金：本吸収分割により増加する資本金の額は、金 9 千万円とする（増加後

の資本金の額は、金 1 億円）。

資本準備金：本吸収分割により増加する資本準備金の額は、金 1 億円とする（増加後の資本準備金の額は、金 1 億円）。

利益準備金：本吸収分割により利益準備金の額は増加しない。

3. 承継会社に関する事項

(1) 成立の日における貸借対照表の内容

承継会社におきましては、確定した事業年度はありません。承継会社の設立の日（2025 年 3 月 3 日）における貸借対照表は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	10	株主資本	10
現金及び預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債純資産合計	10

(2) 成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

4. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、泉北を吸収合併消滅会社として吸収合併を行い、当社は、泉北の資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。なお、当社は、泉北の発行済株式のすべてを所有していたため、本吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込みについて

当社の2025年 3 月31日現在の貸借対照表における資産の額は、856,410百万円、負債の額は626,011百万円で、資産の額が負債の額を上回っており、また、当社は2025年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、泉北を吸収合併消滅会社として吸収合併を行い、当社は、泉北の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しましたが、当社の資産の額は、負債の額を十分上回っております。

承継会社は当社の完全子会社であるため、本吸収分割に伴い、当社企業集団の資産、負債の額に変動はなく、また、本吸収分割の効力発生日（2026年 4 月 1 日）後に

おける当社企業集団の資産の額は、負債の額を十分上回るものと見込んでおります。

また、本吸収分割後の当社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に勘案した結果、本吸収分割後においても、当社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

承継会社の成立の日の貸借対照表における資産の額は10百万円、負債の額は0円で、資産の額が負債の額を上回っており、その後同日から現在までに生じた変動並びに今後本吸収分割の効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、当該効力発生日後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割後の承継会社の事業活動について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に勘案した結果、本吸収分割後においても、承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

6. 事前開示開始日後の上記事項の変更

事前開示開始日後に、上記の事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以 上



吸収分割契約書

南海電気鉄道株式会社（以下「甲」という。）及び南海電気鉄道分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲が鉄道事業（2024年9月30日に甲と泉北高速鉄道株式会社（以下「泉北」という。）との間で締結した吸収合併契約に基づく吸収合併（2025年4月1日効力発生予定）により、甲が泉北から承継する鉄道事業を含む。以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：南海電気鉄道株式会社

（2026年4月1日付で「株式会社NANKAI」に商号変更予定）

住所：大阪市中央区難波五丁目1番60号

(2) 吸収分割承継会社

商号：南海電気鉄道分割準備株式会社

（2026年4月1日付で「南海電気鉄道株式会社」に商号変更予定）

住所：大阪市中央区難波五丁目1番60号

第2条（承継する権利義務）

本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務（以下「本権利義務」という。）は、2026年3月31日現在の甲の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務（これらに付随する権利義務を含む。）とする。

2 甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。

第3条（本吸収分割に際して交付する株式に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、本権利義務の対価として乙の株式200株を交付する。

第4条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

本吸収分割に際して、増加する乙の資本金及び資本準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金：本吸収分割により増加する資本金の額は、金9千万円とする（増加後の資本金の額は、金1億円）。
- (2) 資本準備金：本吸収分割により増加する資本準備金の額は、金1億円とする（増加後の資本準備金の額は、金1億円）。
- (3) 利益準備金：本吸収分割により利益準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。
但し、本吸収分割に係る手続きの進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（競業避止義務）

甲は、本吸収分割後も、乙が承継する本事業に対しての競業避止義務を負わないものとする。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、これらの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第8条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結後、効力発生日までの間において、天変地異その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに甲及び乙の株主総会における本契約の承認が得られなかったとき、又は関係法令に基づき要求される監督官庁の許認可が得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙が記名押印の上、甲が本書を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年3月31日

甲 大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海電気鉄道株式会社
代表取締役社長 岡嶋 信行



乙 大阪市中央区難波五丁目1番60号
南海電気鉄道分割準備株式会社
取締役社長 大塚 貴裕



別紙

承継権利義務明細表

1 資産

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金、未収運賃、未収金、未収収益、貯蔵品、前払費用、その他の流動資産など、本事業に関する流動資産の一切（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

(2) 固定資産

本事業に属する固定資産、建設仮勘定、投資その他の固定資産など、本事業に関する固定資産の一切（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

2 負債

(1) 流動負債

本事業に属する未払金、未払費用、預り連絡運賃、預り金、前受運賃、前受金、前受収益、賞与引当金、その他の流動負債など、本事業に関する流動負債の一切（但し、1年以内償還社債並びに別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

(2) 固定負債

本事業に属する再評価に係る繰延税金負債、その他の固定負債など、本事業に関する固定負債の一切（但し、社債並びに別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

3 労働契約上の権利義務

効力発生日において本事業に従事する甲の従業員の雇用契約に関する契約上の地位及びこれに付随する権利義務は、甲から乙に一切承継されない。但し、甲は、効力発生日において、本事業に主として従事する甲の従業員を甲に在籍させたまま乙に出向させる（但し、甲乙間で協議決定した一部の従業員を除く。）ものとし、その際の出向者の範囲及び出向に関する条件は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

4 その他の権利義務及び契約上の地位

- (1) 効力発生日において、本事業に関し甲が締結している一切の契約上の地位及びこれに基づき発生した一切の権利義務（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。
- (2) 本事業に関する甲の許可、認可、承認、登録及び届出などのうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。
- (3) 前2号に定めるもののほか、本事業に関し甲に発生した一切の権利義務（但し、別途甲及び乙の間で合意したものを除く。）。

以 上

